

# 長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター (一時保護所) 第三者評価結果公表事項

## 1.一時保護所の概要

令和 7 年 11 月 1 日現在

一時保護所名	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター一時保護所		
所在地	長崎県佐世保市万徳町10-3		
電話番号	0956-24-5080		
経営主体	長崎県		
設立年月日	昭和23年11月（現在地：昭和48年4月）		
定員	10名		
所長名	田川雅章		
職員数	正規職員 13人	会計年度任用職員 11人	その他 2人
職員体制	職名	人数	職名
	所長	1人	一時保護所曰直職員
	保護判定・障害者支援課長	1人	一時保護所宿直職員
	専門幹（こども保護班長）	1人	保健師
	児童指導員	5人	次長兼総務課長
	個別対応職員	1人	総務課職員
	保育士	1人	総務課事務員
	看護師	1人	運転士
	心理療法担当職員	1人	
敷地面積	2,002.72m <sup>2</sup>		
建物面積	879.56m <sup>2</sup> (鉄筋コンクリート造3階建て)		
設備概要	室名等名	室数/面積	室名等名
	個別対応室	1室/16.8m <sup>2</sup>	職員詰所
	児童室1～8	8室/92.7m <sup>2</sup>	倉庫1～3
	児童用トイレ（男・女）	2室/18.0m <sup>2</sup>	当直室1・2
	静養室	1室/9.1m <sup>2</sup>	厨房
	脱衣室・浴室1～3	3室/19.7m <sup>2</sup>	検収室
	洗濯・乾燥室1・2	2室/22.7m <sup>2</sup>	食品庫
	学習室	1室/24.0m <sup>2</sup>	調理員控室
	食堂	1室/25.2m <sup>2</sup>	物干ベランダ
	娯楽室	1室/72.0m <sup>2</sup>	教材保管庫
	幼児対応室	1室/18.0m <sup>2</sup>	布団・リネン庫1・2
	面会室	1室/13.7m <sup>2</sup>	
	前室1～3	3室/24.7m <sup>2</sup>	

## 2.理念・基本方針

- 1) 基本的人権の尊重
- 2) こどもの権利擁護
- 3) 個性、主体性の尊重
- 4) 生活環境の整備
- 5) 職員の責務（自己研鑽）

### 3.特徴的な取組み

- ①児童の主体性を尊重した支援
  - ・意見箱、こどもミーティング、面接により児童の意見表明権の確保、退所時アンケート
- ②一時保護期間の短縮
  - ・平均保護日数の適正化（観察会議、判定会議等での一時保護委託の検討）
- ③社会復帰に向けた支援
  - ・SST（ソーシャルスキルトレーニング）、健康教育等の実施
  - ・小学校教諭の派遣による個別学習指導
- ④職員に対し所内研修の継続的実施
  - ・班会議を活用したミニ研修、オンラインや動画研修受講の推進  
職員の資質向上については、交代制勤務に伴う研修機会の確保が長年の難点であったが、現在は所内研修の計画的な実施により克服を図っている。  
具体的には、班会議でのミニ研修やオンライン・ビデオ教材の活用を推進し、予算を確保した外部派遣と併せ、継続的な学習環境を構築している。
- ⑤看護師及び保育士の配置（令和7年度より）
  - ・健康管理と養育支援の体制強化  
看護師の主導により、従来課題であった感染症対策のノウハウが職員全体で共有され、医療機関との円滑な連携による適切な対応が可能となっている。  
また、保育士による専門的な身辺介助や保育の提供は、幼児の生活環境の向上と心理的安定に大きく寄与している。

### 4.第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和7年8月12日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和8年1月29日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	1回（令和4年度）

### 5.第三者評価機関名

特定非営利活動法人一カルネット日本評価支援機構

### 6.第三者評価研修修了番号

05-A059	21-A001
14-A009	

### 7.総評

#### 【特に評価が高い点】

##### ■一時保護所における柔軟な行事運営と個別支援の実践

一時保護所の特性上、入所児数の変動が激しく、定例行事の厳格な実施には困難を伴うため、大規模な行事は12月等に固定しつつ、外出イベントは子どもの状況を見極めて機動的に実施する方針を探っている。大規模な実施が困難な際も、所内の飾り付けを行うなど季節感の醸成に努めている。戸外活動においては、広い運動場を整備し、外遊び用の遊具を充実させている。活動時には年少児と年長児で適切な遊具が異なることに留意し、安全確保を徹底しながら心身のリフレッシュを促している。日常的なプログラムとしては、週2回のおやつ作りや近隣店舗への買い出しを定例化し、生活に潤いを持たせている。余暇時間は子どもの主体性を尊重し、個々の希望に応じた活動を優先している。

また、社会性の涵養については、行事担当者が中心となり、プラネタリウム鑑賞などの校外学習やレクリエーションを計画的に企画している。これらはSST（ソーシャルスキルトレーニング）の視点を含みつつも、個々の自由な時間との兼ね合いを重視して運用されている。職員との関わりや集団活動におけるルールの遵守、共同作業の経験を通じて、他者との協調性を自然な形で習得できるよう、個別性と集団性のバランスに配慮した支援を展開している点は高く評価できる。

##### ■未就学児への保育実践と専門的な発達支援

未就学児の受け入れにあたっては、専用の幼児室を完備し、年齢や発達段階に即した環境整備に努めている。今年度は低年齢児の入所が増加したことを受け、発達年齢に応じた玩具を新たに追加購入するなど、実情に合わせた柔軟な対応が見られる。乳幼児が玩具を口にすることを想定し、使用後の消毒・清掃を徹底するなど、衛生管理にも十分配慮している。発達に特性のある子どもや歩行障害のある子どもの支援については、心理司によるアセスメント結果を軸に、現場職員が具体的な関わり方を検討する体制を敷いている。例えば、音に敏感な特性を持つ子どもに対し、その特性を活かした遊具を選択して提供するなど、個々の状況に即した工夫がなされている。

また、障害児支援の経験を持つ保育士等の専門性を活かし、子どもの「できること」を尊重した身辺自立の促進や、身体状況に合わせた細やかな介助を行っている。当所の受け入れ基準は、原則として身辺自立が可能となる3歳児前後を目安としているが、今年度は1~2歳児や、歩行困難な児童を長期間保護した実績もある。こうした低年齢児や要配慮児の増加に伴い、職員は入所後も随時状況を観察し、柔軟に支援内容を更新している点は高く評価できる。

### ■プライバシー保護に配慮した構造設備と居住環境における心理的配慮

当所は新築移転により、設備運営基準に適合した近代的な施設整備を実現している。男女別の生活空間の完全分離や、子どものプライバシーを尊重した個室の確保など、権利擁護の観点に立った構造となっている。職員による居室への入室時にはノックを徹底するなど、ソフト面においてもプライバシー保護への意識が浸透している。

基本方針として個室を提供しているが、入所した子どもの中には「一人になるのが寂しい」「夜が怖い」といった不安を訴えるケースも見受けられ、こうしたニーズについては、児童相談所の担当ワーカーや所内の心理職による面接内容を記録・共有し、組織として状況を把握している。集団室が満室の場合であっても、空き状況に応じた2人部屋の活用や、宿直職員による頻回な見守り、子どもへの安心感を与える声掛けを行うなど、個々の心理的状況に応じた柔軟な対応に努めている点は高く評価できる。

### 【改善が求められる点】

#### ■トラウマインフォームドケア（TIC）の理解と導入

一時保護される子どもの多くが不適切な養育を受けてきた背景を持つことは、職員の経験則として深く理解されており、入所前のアセスメント共有や嘱託医による医学的知見の提供も行われている。

しかし、「トラウマインフォームドケア（TIC）」という概念や体系的な知識の共有については、現時点で不十分であると言わざるを得ない。職員構成は社会福祉職から一般事務職まで多岐にわたり、専門知識の保有状況に格差があり、また、現状の関わりは受動的な対応に留まり、身体・精神両面からのアセスメントも実施されているものの、トラウマの視点に立った分析・支援という点では改善の余地がある。

TIC研修の必要性は認識されており、今後はTICを「子どもと関わる上での基礎知識」と位置づけ、研修の積極的な導入が求められる。専門性の有無に問わらず全職員が共通言語としてTICを理解し、組織全体でトラウマの視点を持った支援体制を構築していくことが望まれる。

#### ■子どもの健やかな成長を支える食事提供体制の深化

現在、食事提供を担う栄養士は外部委託業者に所属している。子どものアレルギー情報については、「一時保護児童食物アレルギー表」等の活用により共有が図られており、緊急保護時においても判明次第速やかに伝達される体制が整っている。

今後は、これらの情報共有をより確実なものとするため、突発的な状況下でも漏れなく迅速に共有できる仕組みをさらに磨き上げ、精度を高めていくことが期待される。また、食育についても月1回の給食会議を通じて意見交換が行われているが、今後はより日常的な場面においても、現場職員と栄養士が互いに情報交換や相談を緊密に行い、専門的見地からの提案を日々のケアに柔軟に活かしていくような、双方のコミュニケーションの活性化に努めることが望ましい。

#### ■第三者へ意見を伝える仕組みの導入

子どもの意見を把握する体制として、入所時の聴取、意見箱の設置、週1回の「こどもミーティング」、月2回の所長面接、退所時アンケートなど、多様な機会が設けられており、子どもが状況に応じて意見を表明できるよう環境を整備している点は評価できる。

一方、一時保護所外の第三者へ意見を伝える仕組みについては課題が残る。県児童福祉審議会等の連絡先を「権利ノート」に記載し入所時に説明しているものの、子どもの利用度や認知度は低い。また、独立した立場から子どもの声を代弁するアドボケイト（意見表明等支援員）システムは導入されておらず、第三者による意見表明支援事業が遅滞している点は改善が望まれる。今後は、アドボケイトが定期訪問する体制を構築し、子どもが保護所職員を介さず安心して外部へ意見を託せる、客観性と実効性を担保した権利擁護システムの確立を提言したい。

### 8.第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価の結果を真摯に受け止め、評価が高い項目については継続しつつ、改善が必要な事項については、早急に取組を進めていきたいと考えております。

今後も子どもたちにとって、より安全で安心できる一時保護所を目指して、職員一同、適切な運営に努めてまいります。

### 9.第三者評価結果：別紙の「第三者評価結果」に記載

## 第三者評価結果（一時保護所）

\*すべての評価細目（67項目）について、判断基準（S・A・B・Cの段階）に基づいた評価結果を表示する。

### 【評価ランクの考え方】

S：優れた取組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取組みが行われている状態

A：適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

B：やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態

C：適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

\*評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針		第三者評価結果
NO.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
〈コメント〉 一時保護の目的に即した基本理念、倫理綱領、行動規範を策定し、毎月の班会議において読み合わせを行うことで、職員への周知と意識の定着を図っている。職員は自己評価やヒアリングを通じ、これらの理念に基づいた振り返りを行っており、組織的な共通認識の形成に努めている点は評価できる。 一方で、子どもの権利擁護や意見表明の尊重については、運用の過程で物理的な制約による課題も見受けられる。日課における就寝時間の管理や夜間の見回り体制などは、職員配置の兼ね合いから一律のルールを適用せざるを得ない現状がある。また、余暇活動における消耗品（アイロンビーズや折り紙等）の提供についても一定の枚数制限を設けるなど、安全確保や予算執行の必要性を前提としつつも、子どもの最善の利益の観点から、可能な範囲で子どもの主体性や権利が尊重される環境整備に努めている。		
NO.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感持てる養育・支援を行っているか	A
〈コメント〉 新入所児に対して「いつでも相談していいよ」といった温かい声掛けを行い、既入所児にも新入所児を温かく迎えるよう促すなど、緊張を和らげ安心感を与える支援に努めている。入所時のオリエンテーションでは、ルビを振った資料を用いる等の配慮が見られ、ルールに関する質問にもその都度職員が丁寧に答える体制を整えている。 一方で、一時保護の目的である「観察」と、子どもが感じる「監視」の乖離が課題となることも否めない。職員側には、観察が今後の支援に不可欠であるとの認識があるものの、トラウマを抱えた子どもにとっては、これらが威圧感や不信感に繋がるリスクも否定できない。職員の傾聴スキル向上を図り、管理的な関わりから「見守られている」という信頼感に基づく関わりへの深化を期待したい。また、観察の目的を児童に分かりやすく伝え、プライバシーと安全確保の均衡を保つための継続的な検討が望まれる。		
NO.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
〈コメント〉 入所する子どもの多くが不適切な養育を受けてきた背景を持つという実態に対し、当所は入所前のアセスメント共有や嘱託医からの医学的見地の集約など、組織的な情報把握に努めている。現場職員も子どもの背景に潜む困難さを理解し、受容的な関わりを意識して日々の支援にあたっている。 しかし、心理的トラウマが子どもの行動や身体症状に及ぼす影響を理解し、適切な関わりを選択する「トラウマインフォームドケア（TIC）」の視点については、概念の周知・実践ともに不十分な状況にある。一般事務職を含む多様な職種が在籍する中で、専門知識の習得状況に格差があることが示唆され、現状、TICに基づいた具体的なアセスメントや体系的な支援には至っておらず、職員自身も知識不足を課題として認識している。今後は、全職員を対象としたTIC研修を年間計画に組み込むなど、所内研修体制の強化が望まれる。トラウマの視点を持つことは、子どもの「問題行動」を「生き延びるための適応」と捉え直す一助となり、職員の心理的負担の軽減にも資するものである。専門性の高い養育環境の構築に向け、組織的な学習機会の確保を期待したい。		

		第三者評価結果
NO.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
〈コメント〉 余暇時間にプラバン作りや塗り絵などの創作活動を取り入れ、週末にはテレビゲームや人生ゲーム、カードゲームに職員も共に参加するなど、子どもが楽しく過ごせる時間作りを実践している。また、自衛隊に関心を持つ子どもに対して関連書籍を揃えるなど、個別の興味・関心に寄り添った支援も行われており、子どもとの関係構築に向けた努力が見られる。		
一方で、職員体制や集団処遇という特性上、子どもと一对一で向き合う時間は限られており、エンパワメントに資する個別の働きかけが不十分であると自己評価で示されている。特に、子どもの幅広い要望（特定の映画や音楽など）に対し、日課の遂行や予算等の制約から柔軟に対応しきれない現状がある。また、自己肯定感を高めるような意図的なメッセージの発信や将来の生活を見据えた支援は、長期入所児や関係性が深化しているケースに限定される傾向にある。		
今後は、日常の配膳や就寝時などの折に触れた関わりや、子どもの得意分野や志向を把握し、それに応じた物品提供や活動支援を行うことで子ども自身が「自分の意見が反映された」と実感できる成功体験の積み上げを期待したい。		
NO.5	個別支援を適切に行っているか	B
〈コメント〉 入所する子どもの多様なニーズを汲み取るため、意見箱の設置や「こどもミーティング」の開催、さらに所長による隔週の個別面談を実施するなど、多角的な意向把握に努めている。把握したニーズに対しては、希望のあった漫画の購入やダンス活動の導入など、可能な限り柔軟に対応しており、子どもの声を支援に反映させようとする姿勢が評価できる。支援の質の確保については、入所後1週間を目処に、支援員、心理司、看護師等の多職種が参画するスタッフ会議を開催し、特に医療的ケアを要する子どもについては、看護師を中心に児童相談所の担当ケースワーカーと緊密に連携し、通院が途切れないよう継続的な配慮がなされている。		
一方で、職員体制による活動の制約など、管理上の都合が優先される場面も依然として存在する。 今後は、子どもの要望を踏まえ、制限が必要な場合でもその理由を丁寧に説明し、納得感を得られるよう関わることが重要である。また、意見箱の活用頻度が低い現状を踏まえ、子どもがより自由に意見を発信しやすい環境づくりや、個別のニーズを確実に記録・共有し、次なる支援に繋げるための情報共有ツールのさらなる活用が期待される。		

2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重		第三者評価結果
NO.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	A
〈コメント〉 一時保護受入れ時にリーフレットを用いた口頭説明を行うだけでなく、権利擁護に関する動画を視聴させるなど、複数の媒体を活用して子どもへの周知に努めている。入所直後の緊張状態にある子どもの心理状況を配慮し、生活に慣れてきた段階で改めて質問に応じる体制や、所内にリーフレットを掲示していくことで内容を確認できる環境を整えており、権利の主体としての意識付けを重視する姿勢が確認できる。また、日本語でのコミュニケーションが困難な子どもの入所を契機に、児童心理司を中心に英語バージョンの説明ツールを自主的に作成・共有するなど、多言語化への対応がなされている。このような、個々の状況に応じた情報提供の工夫は、子どもの国籍を問わず権利を保障しようとする真摯な取り組みとして評価できる。		
今後は、年少児等に対してもより直感的に理解できるよう、イラストを多用した視覚的なツールの導入が期待される。また、多言語対応についても、英語以外に需要が見込まれる言語の整理など、緊急入所を想定したさらなる備えを継続することで、あらゆる子どもが自身の権利を理解し、安心して意見を表明できる体制が強化されることを期待したい。		

		第三者評価結果
NO.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
〈コメント〉 意見箱の設置、毎週の「こどもミーティング」、所長による隔週の個別面接、退所時アンケートなど、子どもの声を拾い上げるための重層的な仕組みを整えている。特に子どもの主訴については、生活支援員が日々の「生活場面面接」を通じて機微な変化や意向を察知し、必要に応じて当日中に児童福祉司や心理司へ繋ぐなど、連携体制を敷いている。 一方で、公式な個別面接の機会が限られていることや、外部のアドボケイト（意見表明等支援員）や第三者委員など、児童相談所組織から独立した意見表明の仕組みが機能していない点が課題として挙げられる。現在、子どもの意見は組織内部での共有にとどまっており、権利擁護の客観性を担保する仕組みとしては不十分な側面がある。また、意見箱の活用頻度が低い現状からは、子どもが安心して本音を投函できる環境や、その実効性への信頼をいかに高めるかが今後の課題と言える。		
NO.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	B
〈コメント〉 職員以外の第三者に意見や不満を申し立てる仕組みについては、入所時に配付される「権利ノート」に県児童福祉審議会や県こども家庭課への相談窓口が明記されている。ノートには返信用のハガキが添付されており、物理的な相談手段は確保されている。 しかし、実際の利用度や子どもへの認知度は低く、権利擁護の仕組みとして十分に機能しているとは言い難い状況にある。外部の専門員が子どもの意向を聴き取る「子どもの意見表明等支援事業（アドボケイト）」については、県レベルでの検討が進められているものの、現在は人材不足等の理由から当所への導入には至っていない。当所側も外部委託の要請を行うなど関心は示しているが、実効性のある定期的な訪問支援体制の構築は未整備のままである。現在はその補完として所長面談が機能しているが、組織から独立した第三者が権利侵害の有無を確認する体制の欠如は、今後の課題として認識されている。 今後は、アドボケイトの導入を強力に推進するとともに、既存の「権利ノート」等の活用について子どもが「外の大人に助けを求めてよい」と実感できる具体的なアナウンスを強化することが期待される。		
NO.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	B
〈コメント〉 一時保護の開始にあたり、権利ノートやリーフレットを用いて保護の理由や生活ルールについて説明を行っている。入所直後の子どもは極度の緊張状態にあり、一度の説明で全てを理解することは困難であるという認識のもと、入所時だけでなく、日々の生活場面で生じる疑問や質問に合わせ、段階的かつ継続的に説明を繰り返す体制をとっている。説明の際、字を大きくした視覚的に見やすい資料を活用している。 一方で、保護決定の段階で子どもの真の意向を十分に汲み取ることや、その理解度を客観的に把握することには難しさを感じており、今後の課題として挙げられている。 今後は、子どもの年齢や発達段階に応じたイラスト入りの補助ツールの導入など、より直感的に理解を助ける工夫が望まれる。また、一時保護が子どもの最善の利益に資するものであることを子ども自身が納得できるよう、心理的安全性に配慮した丁寧なコミュニケーションの継続を期待したい。		
NO.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	A
〈コメント〉 子どもの将来に関する重要な意思決定や見通しの説明について、児童福祉司が主体となって行い、当所職員がその後の心理的フォローを担うという明確な役割分担のもとで支援を行っている。児童福祉司からの説明内容は事前に共有されており、説明後の子どもの反応や不安を施設職員が生活場面で察知し、声掛けや傾聴を行うことで、一貫性のある支援体制を維持している。現状、子どもに対し見通しの説明は必要に応じて隨時行われているが、今後は重要と思われる面接の機会を捉え、より意識的に子どもの真意を聴き取る場を設けることを課題として認識されている。また、集団生活のルールに抵触する事案（夜間の他居室への入室等）が発生した際は、罰を与えるのではなく、宿直職員等による状況確認と個別指導を徹底している。防犯カメラや職員の巡回による見守りを通じて速やかに状況を把握し、対話を通じてルール遵守の必要性を伝える姿勢が見られる。 今後は、不確定な見通しに対する子どもの不安を最小限に抑えるため、児童福祉司とのさらなる連携強化を図るとともに、職員が立ち入らない「暗黙のルール」に縛られすぎず、生活場面での気づきを積極的に処遇検討へフィードバックしていくことが期待される。		

		第三者評価結果
NO.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
<p>〈コメント〉</p> <p>保護解除に向けたプロセスにおいて、当所は児童福祉司や児童心理司と緊密に連携し、子どもの心情に寄り添った支援を展開している。解除後の生活の場が施設となる場合には、パンフレットの活用や実務経験のある職員による助言に加え、長崎県内の陸続きの施設であれば実際に子どもを引率して見学を実施するなど、新しい環境に対する不安の軽減と納得感の醸成に努めている。解除時期やその後の生活を検討する会議への参画については、保護期間が極めて短いケースや業務の輻輳により、保護所職員が直接関与できない場面も一部で見受けられる。</p> <p>しかし、日常的には児童福祉司や心理司が保護所の娯楽室や朝の活動に参加し、生活場面での児童の表情や「本音」を共有しやすい環境にある。解除の決定に対し、納得しきれない表情や不安を抱える子どもに対しても、これらの日常的な関わりの中で心情を把握し、フォローを行う体制が整っている。</p> <p>今後は、保護解除という子どもにとって大きな節目において、所内での生活を通じた子どもの変化や意向がより確実に処遇決定会議に反映され、多職種間の情報共有の質をさらに高めていくことが期待される。</p>		
NO.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	B
<p>〈コメント〉</p> <p>子どものプライバシーに配慮し、面接室等の個室を利用してことで、安心して話ができる環境を整えている。子どもの心情や生活状況を聞き取る際には、他児のいない場所や時間帯を選択し、無理に聞き出さないなどの基本的な配慮を徹底している。また、生活場面で子どもから得た重要な情報は、担当の児童福祉司や児童心理司へ速やかに報告・共有され、多職種による支援の一助となっている。</p> <p>一方で、子どもが真に安心感を持つてこのような「言葉選び」や「口調」といった対人援助技術については、職員自身がさらなる向上の必要性を自覚している。現状、不適切な関わりに対するは職員同士で助言し合うなどのフォローが行われているが、体系的な技術習得の機会は限られている。自己評価においても、トラウマインフォームドケア (TIC) に基づいた専門的な関わりへの理解を深めることが課題として挙げられた。</p> <p>今後は、現在実施している座学形式の所内研修に加え、実際の場面を想定したロールプレイなどの実践的な研修を導入することが望まれる。職員が自身のコミュニケーションの癖を客観的に把握し、子どものトラウマや心理状態に配慮した「聴く技術」を高めることで、より質の高い意向把握と信頼関係の構築が図られることを期待したい。</p>		
NO.13	子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	B
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの援助指針や処遇方針を決定する過程において、可能な限り子どもの意見を聴取し、方針への反映に努めている。子どもの意向と決定事項が相違する場合でも、単に結論を押し付けるのではなく、子どもの理解度に合わせて理由を丁寧に説明するよう心掛けている。特に、家庭復帰や施設入所といった大きな決定に対する不安や反発がある際には、子どもの表情や納得感を注視しながら対話を重ねる姿勢が見られる。説明の実施にあたっては、子どもの情緒面を考慮し、興奮状態にある時を避け、落ち着いて話ができるタイミングや場所を選択するなどの配慮がなされている。現在は個々の職員が子どもの状態を見極めて対応しているが、こうした「時と場所の選定」に関する知見を標準的な関わりとして共有・整理していくことは、経験の浅い職員にとっても有益であると考えられる。</p> <p>今後は、個別の意向を全て叶えることが困難な制約（集団生活のルール等）がある場合でも、子どもが「自分の意見は尊重されたが、今は難しい理由がある」と納得できるよう、説明の質をさらに高めることが期待される。</p>		
NO.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
<p>〈コメント〉</p> <p>当所は、子どもからの生活上の希望や将来への不安に対し、基本的にはその場で解決を図る即応性を重視している。子どもから出された意見は、カンファレンスや班会議において職員間で検討する場を設けており、支援の進捗状況と併せて組織的に共有・対応する体制が構築されている。</p> <p>一方で、意見箱に寄せられた投書への回答やフィードバックの方法については、現時点では明確なルール化がなされておらず、十分な説明に至っていないという課題がある。余暇活動の制限緩和など全体に関わる事項は周知されているものの、個別の意見に対して「いつ、どのように回答が得られるか」という見通しが立ちにくい現状にある。子どもが「自分の意見が検討され、尊重された」と実感できる成功体験の積み重ねは、職員との信頼関係を深める重要な契機となる。</p> <p>今後は、意見箱への回答期限を設定することや、実現が困難な要望であっても「検討の過程」と「できない理由」を丁寧に伝える仕組みを構築することが望まれる。</p>		

3. 一時保護施設における権利制限		第三者評価結果
NO.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
〈コメント〉 当所は、通信および面会に関する制限について、各家庭の個別事情や児童相談所における合議（受理会議等）に基づき、子どもの安全確保と心理的安定を最優先に決定している。特に虐待事案や緊急入所においては、子ども本人の「会いたくない」という拒絶の意思を基本とし、対象（父は不可だが母なら可など）を精査する等、本人の意向を最大限に汲み取った運用を行っている。制限の内容については、一時保護の受入時に本人へ説明するとともに、関係機関に対しても事前説明の協力を依頼する等、丁寧な合意形成に努めている。面会が制限される場合であっても、単に禁止するのではなく「どのような状況になれば会えるようになるか」という見通しを共有し、子どもの納得感を得るための働きかけを継続している。また、緊張により対面で思いを伝えにくい子どもに対しては、手紙やメモを活用した意思伝達を促すなど、個々の特性や心理状態に応じた柔軟な配慮が見られる。		
今後は、家族関係の再構築や時代背景の変化を踏まえ、通信・面会制限のあり方を定期的に点検・見直していくことが重要である。子どもの安全を守りつつも、権利制限が最小限かつ適切な期間にとどまるよう、児童相談所との緊密な連携のもと、客観的な妥当性を常に検証し続ける姿勢が期待される。		
NO.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
〈コメント〉 集団生活を円滑に営むための基本ルールを定め、大きな文字で掲示するなど子どもへの周知に努めている。また、週1回の「こどもミーティング」では子どもが司会進行を務め、生活上の目標設定や要望の検討を行うなど、子どもが主体的に生活に関与できる場を設けている。余暇活動における物品使用の緩和など、柔軟に変更可能なルールについては子どもの意見を反映させている点は評価できる。 一方で、入浴開始時間の早さ（15時半～）や就寝時間、洗濯のスケジュールなどは、浴室数や職員体制、家事動線の確保といった当所側の都合に起因する事項もあり、家庭的な生活習慣との乖離が課題として認識されている。これらは構造的・人員的な制約によるものであるが、結果として子どもの権利制限に繋がりかねない側面があり、支援者側の都合に偏っていないか絶えず点検することが望まれる。 今後は、固定化された日課についても定期的な見直しを行い、制約が必要な場合には子どもが納得できるよう理由（設備の不足や安全確保など）を丁寧に説明することが求められる。また、こどもミーティングの場を要望の場にとどめず、自分たちの生活をより良くするためのルール作りへ繋げるなど、最小限の制限で安全かつ快適に過ごせる環境の構築を期待したい。		
NO.17	個別対応は適切に行っているか	A
〈コメント〉 感染症対策や他害行為の防止、子ども間のトラブル回避などの明確な目的がある場合は集団からの分離を実施している。その際、対象の子どもに対し分離の必要性を丁寧に説明し、本人の了承を得るプロセスを重視している。分離中も、本人の要望に応じた対応を行うことで不満や孤立感の軽減に努め、必要性が解消されたと判断した場合には速やかに集団へ戻すなど、制限を最小限に留める運用がなされている。個別処遇下においては、単なる隔離に終わらせず、落ち着いた環境で自身の行動を振り返る機会を設けている。毎日の保護日誌には本人の心情の変化や経過が記録され、担当心理司による定期的な個別面談や所長による直接的な関わりを通じて、多職種による重層的なケア体制を構築している。興奮状態にある子どもに対し、安全を確保しつつ心の安定を図る「クールダウン」の場として機能させている点は、適切な個別支援の一環として評価できる。		
NO.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
〈コメント〉 自傷行為の防止や個人情報の保護、集団生活の秩序維持を目的とした私物持ち込みの基本ルールを定めている。持ち込めない私物については、個人ロッカーで適切に保管し、必要に応じて利用できる体制を整えている。 一方で、画一的な制限に終始せず、一人で眠ることに不安を感じる子どもへのぬいぐるみの貸し出しや、集団になじめない子どもへの書籍の持ち込み許可など、子どもの心理状態や特性に応じた臨機応変な対応を行っている点は評価できる。スマートフォン等の通信機器については、現状、個人情報保護の観点から制限しているが、タブレット端末を用いた学習支援については、子どもの学習機会を保障するツールとして前向きな検討が始まっている。過去にリモート授業を実施した実績を踏まえ、今後はWi-Fi環境の整備や使用ルールの策定など、インフラ面と運用面の両輪で具体化を進めていく方針が示されている。 今後は、学習用タブレットの導入にあたり、子ども自身から「どのように活用したいか」という意向を聴取し、主体的な学びを支える仕組みを構築することが期待される。安全管理上の制限を維持しつつも、ICTの活用を含めた私物利用のあり方を定期的に見直し、子どもの権利と生活の質がより高い次元で両立する環境整備を望みたい。		

4. 入所していることの権利擁護・権利侵害防止		第三者評価結果
NO.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行ってい るか	B
<p>〈コメント〉</p> <p>被措置児童等虐待を防止するため、夜間帯においても正規職員と会計年度任用職員を組み合わせた3名体制を敷き、相互の見守りが機能する環境を整えている。職員に対しては、他自治体の事例を用いた研修や精神医学的な講義を通じて、「どのような行為が虐待にあたるか」という具体的な意識付けを図っており、通報義務に関する周知も徹底されている。子どもに対しても、入所時にプライベートゾーンや性的な問題行動に関する説明を行い、権利侵害の未然防止に努めている。</p> <p>一方で、「被措置児童等虐待」という特定の概念や、実際に虐待が発生した際の手続きの流れ（通報・調査・保護のプロセス）を子どもへ詳しく説明するまでには至っておらず、自己評価においても不十分な点が認められている。権利ノートには相談窓口の記載はあるものの、子どもが虐待の定義を具体的に理解し、SOSを発信しやすくなるための提示方法には改善の余地がある。</p> <p>今後は、子どもに対して「施設職員による不適切な関わり」も虐待に含まれることを明確に伝え、より平易な言葉や図記号を用いた周知を検討することが望まれる。また、職員向けには支援技術の研修に加え、被措置児童等虐待防止に特化した専門研修を定期的に実施することで、組織全体の抑止力と対応の透明性をさらに高めていくことが期待される。</p>		
NO.20	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に 努めるとともに、発生時の対応を適切に行ってい るか	A
<p>〈コメント〉</p> <p>子ども同士の暴力や暴言、いじめ等の権利侵害を防止するため、午前中の学習時間を活用した定期的な権利擁護講話を実施している。動画教材と職員による解説を組み合わせ、約1時間をかけて権利の概念について周知を図っている。また、日常の生活場面では可能な限り複数職員による見守り体制を確保し、トラブルの予兆把握と早期介入に努めている。発生時の対応については、他害行為に関するマニュアルを整備しており、現場職員から班長、管理職への迅速な報告・連絡体制が構築されている。子ども同士のトラブルが生じた際は、集団の場（こどもミーティング等）で議論するのではなく、個別に話を聴くことでプライバシーと心理的安全性に配慮した解決を図っている。さらに、予防的な取り組みとして、月に2回のソーシャルスキルトレーニング（SST）を導入しており、他者との適切な距離感や相互尊重の姿勢を育むグループワークを実施している点は評価できる。</p>		
NO.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行ってい るか	A
<p>〈コメント〉</p> <p>外国籍の子どもや異なる文化的な背景を持つ子どもの入所に対し、差別的な言動を慎むことを徹底し、個々の宗教的・文化的な習慣を尊重する姿勢を有している。具体的な対応として、食事の嗜好が異なる子どもへの無理な強要を避けるとともに、言語の壁がある場合にはポケット翻訳機の活用や、児童心理司による英語対応の権利説明ツールを作成するなど、現場レベルでの柔軟な工夫が見られる。宗教的習慣（礼拝の場所確保や豚肉等の代替食提供）を必要とするケースについては、現時点では実績が少ないものの、今後の重要な課題として認識されている。佐世保という地域性を考慮し、米軍基地関係者等の入所も想定されることから、個室の活用による祈りの空間の確保や、調理部門と連携した個別献立の検討など、具体的な支援の方向性を組織内で共有している。現状はジェスチャーや翻訳機によるコミュニケーションが主であるが、専門的な通訳の確保や異文化理解に関する職員研修の実施など、体制整備の必要性も自覚されている。</p> <p>今後は、どのような文化的・宗教的背景を持つ子どもが緊急入所しても、そのアイデンティティや信教の自由が保障されるよう、事前のヒアリングシートの多言語化や、配慮事項をまとめた受入マニュアルの整備を推進することが期待される。</p>		
NO.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしてい るか	B
<p>〈コメント〉</p> <p>多様なアイデンティティを持つ子どもに対し、本人が希望する名前の呼び方（通称名）を採用するなど、個人の意向を尊重した心理的な配慮を行っている。構造上、生活環境が男女別に分かれているという制約はあるものの、自認する性と入所区分が異なる場合や、性自認に不安を抱える子どもに対しては、本人の意向を十分に聴取した上で、必要に応じて個別対応（個室の利用等）を行う方針を有している。現在のところ、男女別の環境に対して強い拒否感や困りごとを訴えるケースは限定的であるが、入浴や更衣といったプライバシーが極めて高い場面における心理的安全性については、今後の重要な検討課題として認識されている。現状では「本人からの訴え」を起点とした対応にとどまっているが、性自認等を理由に集団生活に不安を感じる子どもが、入所時から安心して過ごせるような運用マニュアルの整備や、プライバシーを確保できる時間差利用などの具体的な方策を組織的に検討していくことが望ましい。</p> <p>今後は、ハード面の制約をソフト面（運用）で補完できるよう、職員の理解を深める研修を実施するとともに、更衣や入浴における具体的な配慮（個室利用の優先、カーテンの設置、職員による見守りの配慮等）を標準的な対応として明確化し、あらゆる子どもが自己のジェンダーアイデンティティを否定されることなく安全に過ごせる体制を構築することが期待される。</p>		

## 第2部 一時保護施設の環境・運営体制

1. 一時保護施設の環境		第三者評価結果
NO.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
〈コメント〉 近年の新築移転により、個室の確保や男女別の生活空間の分離など、設備運営基準に適合した最新のハードウェア環境を整えている。基本的に全児童へ個室を提供できる体制にあり、子どものプライバシー保護が構造的に担保されている。		
一方で、「一人で過ごすのが不安」「寂しい」といった子どもの心理的ニーズに対しても、児童福祉司や心理司との連携により柔軟に対応しており、二人部屋の活用や宿直職員による頻回な見守りなどの代替措置を講じている。生活運用においては、子どもの居室に入る際のノックの徹底など、心理的境界線を尊重する姿勢が見られる。また、他県で発生した職員による不適切な撮影事案等のリスクを念頭に、夜間巡回時を含めた職員の規律保持と安全管理に努めている。特に、子どもが「怖いのでドアを開けておいてほしい」と希望する場合などは、安全管理と児童の心理的安寧を両立させるため、宿直職員がこまめに様子を確認する等の声掛けを行い、安心感の醸成に努めている。		
今後は、集団室を希望する児童の心理的背景を深く洞察し、個室管理の原則を維持しつつも、いかに孤独感や不安を解消できるかというソフト面のケア技術をさらに高めていくことが期待される。		
NO.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
〈コメント〉 新築された良好な生活環境を維持するため、居室や設備の破損を発見した際には直ちに修繕を行う体制を整えている。特に、個別対応室等で子どもが興奮し壁を損壊させた事例などに対しても、迅速に補修を施すことで「壊れたままの環境」による心理的な荒廃を防ぎ、次に入所する子どもが安心して過ごせるよう配慮している。子どもの情緒安定を図る取り組みとして、所内の環境を活かした活動も展開されている。平日の朝には中庭でラジオ体操を実施し、外気や日光に触れる機会を設けることで、生活リズムの改善と心身のリフレッシュを図っている。		
一時保護という閉鎖的になりがちな環境下において、敷地内の自然を感じられる活動を日課に組み込んでいる点は、子どものストレス緩和と健康維持の観点から評価できる。		

2. 職員体制・職場環境		第三者評価結果
NO.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	B
〈コメント〉 一時保護所の運営における管理者の役割は明確化されており、夜間・休日等の緊急受入時の調整業務などを管理者が一手に担うことで、現場職員が支援に専念できる体制を構築している。また、指導教育担当（スーパーバイザー）を配置し、1日3回の引き継ぎの場を活用して、子どもへの具体的な関わり方や支援の方向性について日常的にアドバイスやフィードバックを行うなど、現場の即時的な課題解決と職員の育成に努めている。職員の専門性向上に関しては、外部研修への参加を積極的に奨励している。特に「明石市での権利擁護研修」など、先進的な取り組みを学ぶ機会を確保しており、受講した職員が得た知見を組織内で共有・参照することで、所内全体の支援の質の底上げを図っている。管理者自身についても、今後さらなるマネジメント研修等の受講を検討しており、組織運営の要としての自己研鑽に意欲的な姿勢が見られる。		
今後は、日常的なアドバイスに加え、個々の職員のキャリアや課題に応じた定期的な個別スーパービジョンの機会をより構造化していくことが期待される。また、外部研修の成果をより組織的に還元するため、研修報告会の定例化やマニュアルへの反映など、個人の学びを組織全体の専門性へと昇華させる仕組みをさらに強化していくことが望まれる。		

		第三者評価結果
NO.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
〈コメント〉 多様化する子どものニーズに応えるため、今年度より新たに看護師（常勤）および保育士（臨時職員）を配置し、専門性の強化を図っている。特に乳幼児の入所が増加傾向にある中、保育士が幼児対応や身辺自立の支援を担うことで、発達段階に応じた適切な関わりが展開されている。看護師についても、健康管理や衛生面での専門的知見を支援現場に還元しており、多職種が連携して児童を支える体制が整いつつある。定員超過時や入所児童数が増加した際の対応については、職員の勤務時間を調整して朝夕の繁忙時間帯の手厚い配置を確保するなど、現場の状況に応じた柔軟な運用を行っている。心理的ケアについても、集団でのソーシャルスキルトレーニング（SST）に加え、心理担当職員が個別の状況を把握し、必要に応じた個別対応を実施することで、高稼働時であっても支援の質を維持するよう努めている。		
NO.27 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか		
〈コメント〉 夜間・休日における子どもの安全と緊急対応を担保するため、宿直職員3名体制（正規職員1名を含む）を敷いている。男女のユニット構成に合わせて男女それぞれの職員を配置しており、夜間帯における性別に配慮した個別対応や、急な体調不良・情緒不安定な子どもへのケアが可能な体制を整えている。また、宿直職員は所内の子ども対応に加え、夜間・休日の緊急通告対応や相談電話の受付も兼務しており、地域の児童福祉の窓口としての責務を果たしている。 一方で、勤務形態は「夜勤」ではなく「宿直」であり、原則として仮眠時間が設けられているものの、子どもの状況や緊急受入の重なりによっては、対応が深夜に及び、極めて多忙な状況となるケースが見受けられる。特に高稼働時や支援度の高い子どもが在籍している場合、見守りと外部対応の両立に負担がかかる実態がある。 今後は、特に緊急通告が重なる夜間のバックアップ体制のあり方や、業務実態に即した人員配置の見直しなど、「平常時ではない夜間」においても質の高い支援を提供できる持続可能な体制の構築が期待される。		
NO.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
〈コメント〉 新規採用職員に対しては、県のトレーナー制度に基づき、先輩職員が1年間にわたり公務員としての自覚や実務を指導するほか、最終的に企画プレゼンテーションを行うなどの体系的な育成プログラムが実施されている。また、月1回の班会議では内部研修や事例検討を行い、基本理念の再確認や専門知識の共有を継続的に図っている。職員の意欲向上とメンタルヘルスケアを目的として、年間4~5回に及ぶ上司との個別面談を実施している。目標設定や中間評価の機会を通じて、個々のキャリアパスや職位に応じた課題を明確にするとともに、多忙な現場で生じるストレスや悩みを早期に把握し、個別にフォローアップする体制を整えている。特に指導教官（スーパーバイザー）が、日々の生活場面での関わり方にについて即時的なアドバイスを行うことで、経験の浅い職員も安心して実践に取り組める環境が維持されている。 今後は、一律の研修受講に加え、職員一人ひとりの特性や習熟度に応じた「個の育成」にさらに重点を置くことが課題として認識されている。外部研修で得た知見の還元を促進し、スーパーバイズの質を一層高めることで、一時保護という高度な専門性が求められる現場において、全職員が自信を持って子どもに寄り添える体制の深化が期待される。		
NO.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
〈コメント〉 県の公的機関として各種法令を遵守し、職員の健康管理やハラスメント防止に向けた施策を着実に実施している。全職員を対象とした年1回の健康診断に加え、ストレスチェック制度の運用を通じて、メンタルヘルスの状況把握と早期対応に努めている。勤務体制においては、一時保護所特有の変則勤務（宿直・交代制）がありながらも、職員個々の家庭状況やニーズに最大限配慮した柔軟なシフト作成を行うなど、ワークライフバランスを重視した職場環境づくりが進められている。 一方で、正規職員に対しては定期的な個別面談を通じた業務進捗やストレスの把握が制度化されているが、夜間帯等を支える会計年度任用職員に対しては、同様の面談や詳細なメンタルヘルスチェックの機会が必ずしも十分ではないという課題を認識されている。ハラスメント相談窓口等の利用は全職員に保障されているものの、アンケート調査等を通じた非正規職員の潜在的なストレス分析や、業務上の不安を吸い上げる仕組みの構築が望まれる。 今後は、24時間365日の稼働を支える全職員が心身ともに健康で働けるよう、職種や雇用形態を問わず、広く意見や悩みを把握できる体制の強化が期待される。特に夜間勤務者の負担軽減や心理的ケアを含めた「職場環境の質」の向上に取り組むことで、結果として子どもたちへの安定した支援の提供に繋げていくことが重要である。		

3. 情報共有・関係者間連携		第三者評価結果
NO.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
〈コメント〉 「職員間のコミュニケーションがチーム運営の肝である」という共通認識のもと、1日3回のミーティング（朝・昼・夕の交代時）を徹底し、極めて風通しの良い組織環境を構築している。ミーティングには支援員だけでなく、心理担当職員や保育士等の専門職も積極的に参加しており、それぞれの専門的見地から子どもの状況を多角的に共有・検討する体制が整っている。具体的な情報共有の手段として「連絡帳（引き継ぎ書）」を活用しており、子どもの様子や支援方針の変更が生じた際には、即座に朱書きで提示するなど、全職員がリアルタイムで最新の情報を把握できるよう工夫されている。特に日々刻々と変化する子どもの情緒や行動に対し、宿直職員と日勤職員が密に連携し、一貫性のある関わりを維持できている点は、チーム支援の質の高さを裏付けている。		
NO.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	B
〈コメント〉 一時保護開始から概ね1週間を目途に、担当の児童福祉司（CW）、児童心理司（CP）、および現場の児童指導員による職員会議を開催し、多職種による支援方針の策定を行っている。日々の動静や子どもの変容については、管理職がハブとなりメールや直接の聞き取りを通じて情報収集に努め、現場職員へのフィードバックを行っている。また、感情コントロール等の個別の課題については担当心理司が直接関わり、その知見を現場の関わり方に反映させるなど、専門性を活かした連携が図られている。 一方で、物理的な執務場所の乖離（1階と2階）や、入所経緯の複雑化、担当者の交代等により、支援方針の決定から現場への共有までにタイムラグが生じる場面がある。この結果、子どもに対する支援の方向性や今後の見通しについて、一時保護所職員と相談部門（CW・CP）の間で情報の浸透度に差が生じ、子どもへの説明が遅れるなどの課題も認識されている。 今後は、情報共有のフローを再点検し、職員会議以外でも迅速に方針変更を共有できる仕組み（定例会議の効率化など）を検討することが望ましい。物理的な距離を補うコミュニケーションの工夫を凝らし、入所直後から解除に至るまで、相談部門と保護現場が「一つのチーム」として一貫した見通しを子どもに提示できる体制の強化が期待される。		
NO.32	情報管理を適切に行っているか	A
〈コメント〉 個人情報の保護および守秘義務について職員間で共通理解を図っており、情報の取り扱いに関しては組織的な判断を徹底している。判断に迷う場面や緊急性を要する事態においても、現場職員のみで判断せず、必ず上司への確認・報告を行う体制が機能しており、情報の不適切な流出や管理ミスを防ぐリスク管理がなされている。警察等の外部機関からの情報提供依頼に対しても、虐待や非行といったケース区分に応じたマニュアルが整備されており、法的な根拠と手順に基づいた適切な対応が可能となっている。 今後、情報のデジタル化や外部連携の深化に伴い、より複雑な情報管理（SNS等の私的なデバイスの持ち込み制限の再徹底や、他機関とのオンライン共有時のセキュリティ確保など）についても、定期的な内部研修を通じて職員の意識を高めていくことが望まれる。組織全体で情報管理の基準を常にアップデートし、子どものプライバシーが最大限に保護される体制を継続することが期待される。		
NO.33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
〈コメント〉 今年度より導入された「児童相談管理システム」を積極的に活用し、業務の効率化と情報の鮮度向上を進めている。これまで20~30年以上にわたり紙媒体で運用してきた「保護日誌」をデジタル化し、システム上で一括管理することで、情報の入力と閲覧のスピードが大幅に改善された。これにより、従来は紙の回覧に数日を要していた情報が、必要な時に即時確認できる体制へと移行している。 システムの導入は、児童相談所内の児童心理司、ケースワーカー、そして一時保護所の全職種が同一プラットフォームで情報を共有することを可能にした。これにより、相談部門からの最新情報を迅速に把握できるようになり、情報のタイムラグが解消されたことは、支援の質の向上に寄与しているものと思われる。「新しい情報こそ価値がある」という共通認識のもと、昨日・今日の新鮮な情報を基に児童への関わりを検討できるようになった点は、ICT活用の成果と言える。		

4. 関係機関との連携		第三者評価結果
NO.34	医療機関と適切に連携しているか	B
〈コメント〉 今年度より常勤看護師を配置したこと、保健師や外部医療機関との連携体制が強化された。看護師が通院同行や症状説明を担うことで、子どもの健康管理や受診の円滑化が図られている。精神科医療に関しては、嘱託医や心理職との連携ルートが確立されており、子どもの精神的安定に向けた専門的な関わりが継続されている。 一方で、子どもの情緒が著しく不安定な際の緊急受入や予約の確保において、医療機関側の混雑状況により受診までに時間を要する場合がある。また、看護師が日中の通院同行で不在となる時間帯は、現場職員とのタイムリーな情報共有に物理的な制約が生じることも課題として認識されている。専門職との連携を欠かせないものと捉え、状況に応じた迅速な対応を志向しているものの、医療資源の制約や人員配置の状況により、十分な即時性を確保できないケースが見受けられる。		
今後は、地域の医療機関とのさらなるネットワーク構築に努め、緊急時の優先的な受入れやオンライン等を活用した助言体制の検討が望まれる。また、看護師不在時の情報共有フローを整理し、受診結果が速やかに現場の支援に反映される仕組みを強化することで、24時間体制での医療的ケアの質をさらに高めていくことが期待される。		
NO.35	警察等と適切に連携しているか	A
〈コメント〉 県北少年サポートセンターが同一庁舎内（3階）にあるという物理的利点を最大限に活かし、日常的かつスムーズな協力体制を構築している。非行により入所した子どもに対しては、サポートセンターの専門官に相談し、適切な助言や対応を仰ぐことができる環境にある。また、一時保護中の子どもに対する警察の事情聴取や虐待事案の現場検証においても、所轄警察署との緊密な連携のもと、子どもの心身の負担を考慮した調整が行われている。 司法面接が必要な事案においては、面談室とモニター室を備えた設備を活用し、誰が面接官を務めるかの役割分担をその都度明確にした上で、適正な手続きを実施している。また、虐待事案における「臨検・捜索」を想定した合同訓練を年に1回実施しており、警察とケースワーカーが連携して、保護者の強引な連れ戻し等の不測の事態に備えた実戦的な研修を行っている点は、危機管理の観点から評価できる。		

### 第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営		第三者評価結果
NO.36	緊急保護を適切に行っているか	B
〈コメント〉 緊急時の受け入れ態勢は、物的準備や手順、職員間の連携により、人権に配慮した迅速な対応が可能な基盤が整備されている。定員超過時や問題行動発生時の応援・連絡体制も整っており、新任職員への宿直サポートも実施されている。夜間は職員3名体制であり、入所する子どもが多い中での緊急受け入れや急変が重なった際の脆弱性が懸念されるところである。 現在は休憩時間の調整等で臨機応変に対応しているが、特定職員への過度な負荷が重なった場合は、支援の質低下や離職リスクに直結しかねない。		
今後は、現在は慣習化されている応援基準をマニュアルとして明文化し、組織としての対応力を標準化することが求められる。		
NO.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
〈コメント〉 学習面では、子ども・教員・職員によるカンファレンスを通じ、個々の習熟度に応じた学習支援を展開している。余暇時間は子どもの主体性を尊重し、興味関心に基づいた活動を優先している。生活面では、年齢に応じた介助や食事作法の指導を行い、自立を促している。居室の個室化によりプライバシーが確保された環境下で、子どもの心理状態に寄り添った柔軟な対応がなされている。一人になりたい時や気分の落ち込みが見られる際は、職員が機微を察して居室での休養を促すなど、安心感の醸成に努めている。特に不安の強い幼児に対しては、入眠まで付き添うといった個別配慮もなされている。 居室への入室時にはノックや声掛けを欠かさず、特に男性職員が女児の居室を訪問する際は女性職員が同行するなど、安全管理とプライバシー保護の線引きが明確化されている。居室の見守りにおいても、定期的な確認を行いながら過度な干渉を避け、信頼関係を基盤とした見守り体制を構築している。このように、子どもの個々の特性や意思を尊重しつつ、安心・安全を担保する支援が行われている点は高く評価できる。		

		第三者評価結果
NO.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
〈コメント〉		<p>余暇活動では子どもの「したいこと」を優先し、自己決定権と主体性を尊重する姿勢が確認できる。入退所が頻繁な一時保護の特性を踏まえ、毎週火曜日のおやつ作りや木曜日の近隣商店での買い物支援など、小規模ながら継続可能なプログラムを定例化している。これらは好みの品を選ぶ楽しみや社会経験の場となるとともに、季節感のある所内装飾と併せ、子どもの心理的リフレッシュや生活の質の維持に寄与している。行事担当者を中心に、プラネタリウム鑑賞などの外出イベントも子どもの状況を見極めながら計画的に実施されている。</p> <p>集団遊びやレクリエーションにおいては、SSTの観点を取り入れ、ルール遵守や共同作業を通じて他者とのコミュニケーションを学ぶ機会を確保している。また、年齢層の幅広さを考慮し、屋外活動では体格差に応じた遊具利用の制限や見守りを徹底するなど、職員は危機管理意識を持って支援にあたっている。個々の自由な時間の保障と、集団活動を通じた社会性の育成、そして安全確保の三者が、現場の工夫によりバランスよく両立されている点は高く評価できる。</p>
NO.39	食事を適切に提供しているか	B
〈コメント〉		<p>食事は業務委託業者の栄養士が、厳格な栄養管理のもと献立を作成している。一方で、現場の自己評価における「味付けや量の改善、おかわりへの対応」への要望と、栄養士側の「指針に沿った適正な提供」という専門的判断との間には、認識の差が見受けられる。</p> <p>食物アレルギー情報については、現在、入所時に判明した内容を「一時保護児童食物アレルギー表」と「給食児童数の特記事項」に記載し、二重の伝達体制によって厨房への迅速な共有に努めている。アレルギー対応は、ひとたび誤れば重大な事故に直結する極めて重要な業務である。今後も、緊急保護ケースを含めたあらゆる状況下において、この伝達体制が確実に機能し続けるよう、継続的な点検と危機管理の徹底が期待される。また、生活の楽しみとしての食事を確保するためには、委託業者と所内職員が、子どもの立場を最優先とした支援方針を共有することが重要である。月1回の給食会議等の場をさらに活用し、基準の遵守と成長期にある子どもの嗜好への配慮をいかに両立させるかについて、多職種による建設的な協議と実践を継続していくことが望まれる。</p>
NO.40	子どもの入浴は適切か	A
〈コメント〉		<p>庁舎の新築に伴い、一般家庭と同様の作りである個浴環境が整い、一人ひとりが個別にリフレッシュできる基盤が整備されている。入浴順はローテーション制で公平性を保ちつつ、思春期の子どもの長時間入浴の希望や「今は入りたくない」という訴えに対しても、全体の時間を調整しながら柔軟に対応している。また、子どもの希望に応じて浴槽への貯湯を行うなど、心身の疲労回復やリラクゼーションに配慮した支援が行われている。衛生管理と心理的ケアの両立にも注力しており、肌の弱い子どもには低刺激シャンプーを、思春期の子どもには化粧水を準備するなど、個別の皮膚状態や特性に応じた備品の充実が図られている。低年齢児等に対しては必要に応じて洗身の介助を行い、適切な清潔保持を習慣化できるよう支援している。</p> <p>入浴後の清掃は子どもが主体的に行っているが、汚れが目立つ際には職員が補完するなど、次に利用する子どもへの不快感を与えないよう配慮されている。限られた時間枠の中でも、子どもの入浴習慣や心理状況に合わせた個別支援を徹底しており、身体的なニーズとリフレッシュの機会が保障されている点は評価できる。</p>
NO.41	子どもの衣服を適切に提供しているか	B
〈コメント〉		<p>衣類支援においては、入浴後の毎日洗濯を徹底し、常に清潔な着衣が準備されている。緊急入所などで持参品がない場合も、体型に合わせた貸与品を提供し、露出過多なものを除き、本人の希望や好みを尊重した私服の着用を認めるなど、個人のアイデンティティと主体性に配慮した運用がなされている。</p> <p>しかし、支援の質と子どもの自尊感情の保護という観点から、課題も残されている。男児の下着において、緊急時などに中古品が提供される場合がある点は、衛生管理および人権尊重の視点から改善が求められる。直接肌に触れる下着類に関しては、性別を問わず新品提供の原則を確立することが望まれる。一時保護という不安な状況下にある子どもにとって、清潔で自分らしい衣服の選択は、心理的安定と自尊感情の回復に直結する要素である。今後は予算措置による下着の新品提供の取り組みを期待する。</p>

		第三者評価結果
NO.42	子どもの睡眠は適切か	A
〈コメント〉 就寝時間は、幼児は20時、児童は21時と定められているが、個々の状況に応じた柔軟な運用がなされている。早く休みたい幼児には早めの入室を促し、眠れない年長児には居室内で穏やかに過ごすことを認めるなど、画一的な強制を避け、心身の回復に必要な睡眠時間の確保に努めている。居室は個室であり、室温・湿度の調整に加え、不安や恐怖心を取り除くための照明調節など、個別のニーズに即した睡眠環境が整えられている。		
夜間は宿直職員による定期的な巡回が規定に基づき実施されている。巡回時には病状の把握や所在確認を徹底し、てんかん発作等の既往歴がある子どもについては申し送りによる情報共有のもと、厳重な見守りが行われている。不安を訴える子どもや幼児に対しては、職員が寄り添い安心感を与えるなど、心理的ケアも並行して実施されている。プライバシー保護と安全管理を両立させ、全児童が安心して休息できる体制の維持・向上が図られている点は評価できる。		
NO.43	子どもの健康管理を適切に行っているか	B
〈コメント〉 入所時にはバイタル測定や詳細な情報収集を行い、日々の朝夕検温や週1回の血圧・酸素飽和度測定を通じて、子どもの健康状態把握と異常の早期発見に努めている。看護師と職員は朝会等で情報を密に共有し、身体的異常の訴えに対しても、傾聴による不安解消と迅速な受診対応を両立させている。		
課題は、看護師が不在となる週末や夜間の緊急入所対応である。特に、虐待等の背景により既往歴や服薬状況が不明な子どもを受け入れる際、初期アセスメントの遅れが健康上のリスクを招く懸念がある。現在は「病変時マニュアル」に基づき、1階の保健師や看護師との連絡体制で補完しているが、不在時における非医療職の判断基準の明確化と、さらなる連携強化が望まれる。また、感染症対策や災害時を見据えたBCP（事業継続計画）の策定、および汚物処理等の実地訓練を計画的に実施し、組織全体の対応力を底上げすることが重要である。看護師による所内研修を継続し、専門的知見を現場職員へ還元することで、いかなる時間帯においても安全かつ適切な医療的ケアを提供できる体制の構築が期待される。		
NO.44	子どもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
〈コメント〉 入所直後に学力テストを実施し、その結果をもとに教員と子どもが相談して学習計画を立てることで、主体性を尊重した支援を展開している。多様な教材を揃え、一時保護という特殊な環境下でも子どもが意欲を維持できるよう創意工夫がなされている。専門の教員配置により、個々の学力や学年に応じた質の高い指導が担保されており、定期テスト期間中の通学支援などは在籍校との学習の連続性を保つ上で有効な取り組みである。また、学習障害や不登校など、個別の背景を持つ子どもに対しては心理司がアプローチを行うなど、多職種連携によるサポート体制も整っている。		
今後は、これらの実践をさらに記録化・標準化し、保護解除後の移行先への情報引き継ぎを強化することが求められる。「行動診断書」等への記載に加え、学習の到達度や意欲の変化を具体的に共有することで、一時保護中の学びが将来の学習継続に確実に繋がるよう、支援の持続性を確保する取り組みを期待したい。		
NO.45	無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか	A
〈コメント〉 無断外出や転落事故の防止に向け、居室窓の開放幅の制限や施錠設備の見直しを徹底し、新築時に発覚したストッパーの不備も速やかに補修するなど、ハード面の環境整備を行っている。無断外出発生時の対応マニュアルも整備されており、特に夜間等の少人数体制下でも迅速な初動対応が取れるよう、職員間での情報共有が図られている。無断外出後のフォローバックについては、職員による面接や児童心理司によるアセスメントを実施し、閉塞感の解消に向けた屋外活動の提供など、背景にある心理的要因に配慮した予防策を講じている。また、退所時の設備チェックや職場巡回による衛生・安全確認も定例化されている。		
NO.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	S
〈コメント〉 幼児室が完備されており、未就学児が年齢や発達段階に応じた遊びを安全に楽しめる環境が整っている。特に今年度は幼児の入所が増加したことを受け、玩具の拡充を図るとともに、乳幼児が玩具を口に含んだ際の消毒などの衛生管理も徹底されている。発達に特性や障害を持つ子どもに対しては、心理司によるアセスメント結果に基づき、本人が「できること」を尊重した関わりを実践している。		
具体的には、音に敏感な特性に配慮した遊具の選択や、歩行障害がある子どもへの専門的な介助など、保育士の知見を活かしたきめ細やかな対応がなされている。本来、自立歩行や食事が可能な3歳以上を入所の目安としているが、実情に合わせて1~2歳児や介助を要する子どもも柔軟に受け入れ、適切な養育支援を提供している点は評価できる。		

2. アセスメント・支援方針		第三者評価結果
NO.47	こどもと子どもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	B
<p>〈コメント〉 入所時には受理会議を通じて子どもの背景や経過を詳細に収集し、会議録の回覧や引き継ぎ、情報のシステム入力等により、職員間での確実な情報共有を図っている。ホワイトボードの活用や、1日3回の引き継ぎ時に連絡帳を確認するなど視覚的・定例的な工夫により、全職員が共通認識を持って支援する体制が構築されている。入所約1週間後には職員会議を開催し、行動観察に基づいた支援方針や方向性を決定している。家庭状況の急変や自傷行為などの緊急性の高い情報については、相談部門の担当ワーカーと口頭で即時共有を行うとともに、国の運営指針に則り「判定会議」を迅速に開催する仕組みが整っている。これにより、状況の変化に応じた適切な方針決定と即応性が担保されている。</p> <p>相談部門のワーカーは日々替わるため、情報が伝わらない場合もある。今後は、共有すべき情報のコア項目を明確に標準化し、相談部門とのさらなる連携強化を図り、刻々と変化するケース情報をより円滑かつ漏れなく共有できるルールの精緻化を期待したい。多忙な現場において情報の「即時性」と「正確性」を両立させることで、子どもの安全確保と、一貫性のある継続的な養育支援の更なる質的向上に繋げることを期待したい。</p>		
NO.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
<p>〈コメント〉 行動観察記録は、午前・午後・夜間の時間帯ごとに全職員が多角的な視点から記録し、システムと紙媒体の両面で管理されている。一時保護所日誌には、対人関係や学習状況、余暇の様子など個人の状態像が詳細に記され、行動診断表の視点に基づいた精緻な情報集約が行われている。特に、子どもの「できないこと」だけでなく、ストレングス（強み）や「できるようになったこと」に着目し、肯定的な関わりを記録に残す姿勢は高く評価できる。問題行動等の重要な変化については、保護所職員と児童心理司が即座に共有し、連携して対応に当たっている。これらの記録は、相談部門のケースワーカーや心理司が方針を決定する上での重要な判断材料となっている。</p>		
NO.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
<p>〈コメント〉 毎週火曜日の定例会議に合わせ、受理会議、判定会議、観察会議を一括して実施している。会議には保護所職員、児童心理司、ケースワーカーの三者が一堂に会し、組織全体で情報を協議する体制が確立されている。電話対応等の最小限の職員を除き、原則全員参加とする運用により、多角的な視点からの意思決定を担保している。協議では、当所での詳細な生活観察、児童心理司による心理医学診断、ケースワーカーが把握した保護者の意向や家庭環境の調整状況を総合的に検討し、家庭復帰や施設入所、里親委託といった「援助方針（案）」を策定している。</p> <p>記録面においても、「判定状況」は心理司が記載し、「援助方針（案）」には担当職員の氏名を明記した意見を付すなど、責任の所在と専門的見解を明確にしている。決定された方針は現場へ周知され、全職員が共通の目標を持って児童へ関わる基盤となっている。また、公式な会議に加え、三者間での日常的な情報交換も機動的に行われており、状況の変化に応じた柔軟な対応が可能となっている。</p>		
NO.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	B
<p>〈コメント〉 個別性を重視した支援を基本とし、全職員が申し送り等を通じて行動診断や援助方針を共有している。学習面では学力低下防止の必要性を子どもに説明し、心理面では児童心理司が個室で対話を重ねるなど、個々の内面に寄り添ったケアが実践されている。集団生活が困難な子どもへの居室対応や、心理分析に基づいた感情コントロールの助言など、現場の状況に応じた柔軟な関わりもなされている。</p> <p>しかし、生活スキル（金銭管理・身辺整理）、対人スキル（コミュニケーション・感情コントロール）、親との関係調整等、多岐にわたる側面での必要な支援について個別性や保護解除後を見据えた支援と支援の質の確保等の重大な課題については保護解除後の生活を見据えた一貫性と質の確保に課題が残る。</p> <p>今後は、解除後の生活に確実に繋がる個別化された支援レベルを、更に向上させることに期待したい。</p>		

		第三者評価結果
NO.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	B
〈コメント〉 児童相談所の児童福祉司や児童心理司との会議を定例化し、情報交換と協働の基盤は確保されている。各会議には課長や班長が必ず出席することで、組織的な判断や現場の知見をアセスメントや援助指針に反映させる体制が確立している点は評価できる。 しかし、一時保護所の変則勤務という特性上、子どもと日常的に接する現場職員が直接会議に出席する機会の不足が課題となっている。現状、勤務や休日の都合で特定の職員が参加できない場面があり、現場の細やかな所見を直接方針決定の場に届ける仕組みに限界がある。 今後は、児童相談所と連携し会議時間の柔軟な設定やオンラインツールの活用を検討し、物理的な制約を越えた参加機会の創出を期待したい。あわせて、事前の詳細なブリーフィング資料の提出を必須化するなど、出席できない職員の発言権を確保する仕組みの構築も有効と言える。決定された方針については、共有システム等を通じてフィードバックを行い、全職員が情報のギャップなく一貫した個別支援を展開できる体制の強化に期待したい。		
NO.52	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
〈コメント〉 一時保護所職員は、子どもの心境の微細な変化を日常的に観察し、受容的な関わりを通じて個々の特性に応じた支援を行っている。感情の爆発等が見られた際には、整備された個別対応室を活用してクールダウンや個別面接を行うなど、職員は必要な支援技術を有している。また、これらの変化は記録や口頭でケースワーカーと共有され、組織として方向性を検討する体制が整っている。		
NO.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
〈コメント〉 退所の見通しを伝える際には、ケースワーカーや児童心理司が必ず同席し、法的・専門的な視点から情報を提供している。子どもの心理状態をその場で把握し、見通しを共有することで、安心感と心理的安定に繋げる配慮がなされている。家族との面会においても、ケースワーカーが同席して家族への情報提供や調整を行うなど、専門職間の連携体制が確立されている。 親子関係の再構築支援においては、面会後の子どもの様子を重要な指標としている。面会後に子どもが塞ぎ込む、あるいは拒否感を示すといった微細な反応を職員がキャッチし、「次は父親に来てもらう」「一旦施設や里親へ預け、ペアレントトレーニングを導入する」など、具体的な援助方針の修正に繋げている点は、現場の観察眼を活かした実践と言える。		

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応		第三者評価結果
NO.54	子どもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
〈コメント〉 性的問題の防止に向け、構造的に男女の居住空間を分離し、夜間は相互の行き来を物理的に遮断する等、ハード面の対策を徹底している。日中も職員が複数いる場面に限定した交流や、移動時の距離感への配慮、さらに夜間の緊急事態における上司への即時報告体制（エスカレーションルール）など、ソフト面でも予防的な関わりが共通認識として根付いている。 特筆すべきは、性被害・加害の背景を持つ子どもが増加している現状を捉え、入所時に必ず「プライバートペアツ」や「パーソナルスペース」の重要性を全子どもに伝える取り組みを必須化している点である。 「水着で隠れる部分は触らせない、触らない」「何かあればすぐに職員に伝える」という具体的かつ平易な言葉での指導は、子どもの自己防衛意識を高める上で極めて有効と言える。また、性加害の再発防止については、児童心理司による専門プログラムの中で個別指導が行われている。		

		第三者評価結果
NO.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のある子どもに対して適切な対応を行っているか	A
〈コメント〉 自傷や他害、破壊行動等の不適切行動に対し、マニュアルに基づいた組織的な対応体制を整えている。自傷行為については、爪をむしる、筆記用具を体に当てる等の微細な兆候もアセスメントの機会と捉え、職員が直接で見守りつつ、背景にある感情や要求を汲み取れるよう努めている。 壁等の破壊が生じた際には、速やかな修繕を行うとともに、班会議で事例を共有し再発防止に努めている。他児への危害が及び恐れがある緊急時には、一時的な抑制や個別対応室への誘導により安全を確保している。その際も、居室の施錠禁止といった法的制限を遵守し、人権に十分配慮した「クールダウン」の場として機能させている。これらの対応プロセスは全て記録化され、児童心理司による機能分析を通じて、行動の背景要因を専門的に考察する仕組みが構築されている。		
NO.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	S
〈コメント〉 特定事案や重大な行動問題を抱える児童への対応について、他児への影響を最小限に留める「個別対応室」を完備し、物理的な隔離と専門的な見守りが可能な環境を整備している点は評価できる。具体的な重大事例の発生は稀であるが、発生が予測される際には、児童相談所との緊密な連携のもと、詳細な情報収集とリスクアセスメントに基づいた個別対応体制を構築する備えがある。1対1の専従職員による付き添いやモニター監視、他児との接触を完全に遮断した支援など、事案の緊急度に応じた柔軟な運用が可能となっている。 また、福祉的ケアの範疇を超える重大事案（少年法対象の高校生等）については、警察や鑑別所、医療機関等の専門機関へ迅速に委ねる等、児童相談所の権限に基づいた法的・医学的処置への移行ルートが明確化されている。		
NO.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
〈コメント〉 身体障害児の受け入れについては、居室内の段差などハード面のバリアフリー化が未整備であるため、車椅子利用が必要なケース等の受け入れは原則として困難である。ただし、バギーを利用する歩行困難な幼児の受け入れ実績があり、所内環境や職員体制に照らして対応が難しい場合は、適切なケアが可能な他施設（乳児院や病院等）への一時保護委託や入院措置を迅速に判断する体制が整っている。 一方、知的障害や精神疾患、発達障害を持つ子どもの受け入れは増加しており、これら「目に見えにくい障害」に対しては、専門的なアセスメントに基づいた個別支援が行われている。精神科医等の専門家による研修を職員が受講し、得られた助言を心理担当職員から現場へ共有することで、支援技術の向上を図っている。 また、周囲の子どもに対しても、「障害」という言葉による偏見を避け、「個性」や「特性」として捉えるよう促すことで、相互理解と平穏な集団生活の維持に努めている。 今後は、てんかん発作等の持病に伴う転倒・負傷リスクへの危機管理をさらに徹底するとともに、職員の専門性を高めるための研修を継続することが重要である。ハード面の制約を理解しつつ、ソフト面での専門的アプローチを深化させ、多様な特性を持つ子どもが安全に過ごせる養育環境の持続的な向上が期待される。		
NO.58	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
〈コメント〉 看護師の配置により、健康状態に応じたタイムリーな受診や詳細な健康管理が可能となり、支援の質は向上している。与薬管理では、一覧表の掲示や連絡票への記入に加え、服薬カレンダーを用いたダブルチェックを徹底している。誤薬防止のため、顔写真と氏名の照合や服用完了の目視確認を行うなど、慎重な運用がなされている。 一方で、感染症発生時のゾーニングや、自己注射を要する糖尿病児等への看護師・保健師不在となる夜間対応手順が未確立である点は課題である。 今後は、構造上の制約を踏まえた隔離場所の確保や動線管理を具体化し、防護具の使用手順等を含む感染症対応マニュアル（BCP）の策定が望まれる。また、他施設や医療機関との連携強化を図るとともに、専門職からの指導に基づく非医療職の介助範囲の明確化や、緊急時のオンコール体制の整備等、重症疾患や特定の医療的ケアを要する児童を安全に受け入れるためのマニュアル整備と体制構築が望まれる。		

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援		第三者評価結果
NO.59	一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	B
〈コメント〉 一時保護の解除や施設入所、里親委託への移行は、担当ケースワーカーや里親支援班が中心となり、子どもの見通しと安心感を確保しながら進められている。保護所職員は、子どもが不本意な感情や不安を抱いている際、ケースワーカーと緊密に連携して心理的フォローを行い、新たな環境への橋渡しを担っている。特に里親委託においては、里親支援班が交流の状況を確認し、子どもの不安を傾聴するなどの支援を行っている。		
しかし、家庭復帰後の安全確保に不可欠な「SOSの出し方」については、現在は自発的な訴えがあった際の対応が主である。これを全子どもへの必須情報と位置づけ、年齢に応じた伝達方法（相談窓口リストの配布やロールプレイング等）を標準化すると共に、退所前の個別面談で確実に実施し、その記録を残す仕組みを整えることで、子どもがどの環境に移行しても自ら助けを求められる「自己防衛スキルの獲得」を組織的に保障する体制の確立に期待したい。		
NO.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
〈コメント〉 一時保護所での生活を通じて得られた子どもの行動特性や具体的な対処方法などの情報は、退所後の継続支援において極めて重要であり、現在、家庭復帰や施設入所、里親委託に際しての情報引き継ぎは主に担当ケースワーカーが担っているが、内容に応じて保護所職員が直接、生活上の留意点を伝えるなど柔軟な連携が図られている。 県内他センターとの交流については、長崎こども・女性・障害者支援センター等の好事例を積極的に取り入れる姿勢が見られる。多忙な中でも物理的環境が整っている自所の強みを活かしつつ、他所の知見を融合させることで支援の質の向上を目指している点は評価できる。		

## 第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理		第三者評価結果
NO.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	B
〈コメント〉 各種マニュアルは職員詰所の書庫に保管され、必要に応じて班会議で内容を検討・見直しを行う体制が整っている。 しかし、現況は紙ベースでの保管が主であり、全職員への周知徹底や内容の習熟度を客観的に評価する仕組みには改善の余地がある。特に業務継続計画（BCP）については、大規模災害や感染症流行を想定し、一時保護所の特性を反映した実効性のある内容へと拡充することが望ましい。定期的な訓練やシミュレーションを実施し、その結果を記録・検証することで、緊急事態における業務継続能力を組織的に担保することが求められる。こうした周知徹底の仕組みづくりと、有事の際の即応性を高めるための実効的な検証プロセスの強化に期待したい。		
NO.62	子どもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
〈コメント〉 遊具の定期点検や、階段等の死角になりやすい場所での職員配置など、ハード・ソフト両面から事故防止に努めている。プラスチックの破片の持ち込みといった事案をヒヤリハットとして捉え、制作後の確認を徹底するなど、些細な予兆を具体的な再発防止策へ繋げている。事故やケガが発生した際は、看護師と連携しつつ班会議等で要因を検討する体制が構築されている。 個別の事例を蓄積・分析し、潜在的なリスクを可視化した「リスクマップ」の作成や共有を行うことで、経験の浅い職員も含めた組織全体の危機管理能力をさらに底上げし、子どもの安全確保をより盤石なものにすることを期待したい。		

		第三者評価結果
NO.63	災害発生時の対応は明確になっているか	B
〈コメント〉 消防署立ち合いの避難訓練を定期的に実施し、水消火器を用いた子どもの体験学習を行うなど、防災意識の啓発に努めている。火災を想定した訓練は行われているが、マニュアルの存在に対し、発災時に具体的にどこへ避難すべきか確信を持てない職員がいるなど、職員間での習熟度に差が見られる。特に一時保護所外への避難が必要な大規模災害時において、周辺の地理的制約（崖や迂回路）を考慮した具体的な避難ルートや、広域避難場所の指定が不明確である点は課題である。 今後は、防災協定に基づく避難先の再確認や、備蓄品の管理を含む業務継続計画（BCP）の実効性を高めることが求められる。災害の種類（火災・地震・土砂災害等）に応じた複数の避難シナリオを策定し、全職員が即座に行動できるよう図上訓練や実地シミュレーションを重ねることが求められる。自治体や近隣施設との連携を深化させ、非常時においても子どもの安全と生活を途切れさせない、より具体的かつ体系的な防災体制の確立に期待したい。		
NO.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	B
〈コメント〉 職員のマスク着用や手指消毒の徹底、子どもへの手洗い指導など、基本的な感染予防策は日常的に実践されている。感染症発症時には看護師の指示のもとで子どもを隔離し、防護服の着用や入退室時の消毒手順を共有するなど、二次感染防止に向けた一定の対応体制が整っている。 しかし、構造上の制約から、隔離された居室で長期間過ごす子どもの心理的負担は大きく、ケアの質と感染対策の両立が課題となっている。また、感染経路の特定や蔓延時の組織的な動線確保など、具体的な対応指針には不十分な点が残る。今後は、これまでの経験を反映した感染症対応の業務継続計画（BCP）を早急に策定し、発災時の役割分担や資機材の運用、外部機関との連携手順を明確化することが望まれる。あわせて、隔離環境下にある子どものストレス軽減に配慮した関わり方についても検討を深め、非常時においても子どもの心身の健康と安全を組織的に保障できる体制の確立に期待したい。		
NO.65	一時保護中の子どもの私物について、適切な対応を行っているか	B
〈コメント〉 入所時の所持品確認については、金属探知機の使用やバッグ・ポケット内部の精査など、一貫したルールに基づき厳格に実施されている。スマートフォン等の持ち込み制限品は所内で適切に管理し、アルバムや手紙の閲覧は職員の見守り下で行うなど、安全確保と子どもの心情への配慮を両立させている。点検業務を常勤職員に限定して責任の所在を明確化し、預かり証の発行や写真撮影による記録管理を徹底している点は、トラブル防止の観点から高く評価できる。 一方で、急な退所に伴う私物の受け渡し漏れ等の課題も散見される。今後は、個人のロッカー管理に加え、洗濯中の衣類や乾燥後の保管場所も含めた「退所時チェックリスト」をより精緻化し、不測の事態でも確実に私物を返還できる仕組みを強化することが望ましい。また、例えば私物の管理状況を定期的に子どもと共に確認する機会を設けるなど、子ども自身の所有権への配慮と自己管理意識の醸成を図るとともに、退所時の紛失トラブルを未然に防ぐ管理体制の構築に期待したい。		

2. 施設運営計画		第三者評価結果
NO.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
〈コメント〉 組織全体の重点事業計画や所長の職務目標に基づき、班や個人単位で目標を設定して取り組む体制は整っている。毎週金曜日の「子どもミーティング」で意見を聴取し、班会議で分析・検討を行う仕組みも構築されている。 しかし、一時保護所は24時間体制の生活支援や行動観察等、児童相談所内でも特有の専門機能を担っており、今後は、一時保護所全体の計画に加え、所独自の課題（職員の専門性強化、避難計画策定、個別ケアの質向上等）に特化した「事業改善計画」を策定し、独自の目標と指標を設定することが望ましい。策定した改善計画に対し、四半期ごとに定量的・定性的な進歩評価を行うレビュー会議を設けるなど、PDCAサイクルを確実に回すことで計画の実効性を高め、組織的な改善活動が継続的に推進される体制の構築に期待したい。		

		第三者評価結果
NO.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	B
〈コメント〉 自己評価を年1回、第三者評価を3年に1回受審し、客観的な視点から運営を見直す基盤は整っている。新庁舎移転に伴うマニュアル整備など、評価結果を反映させた取り組みも一部進められている。しかし、受審結果を組織全体の具体的な改善アクションへと繋げる仕組みは未だ途上にある。 今後は、評価結果を「単なる点検」に留めず、日常的な小さな改善のサイクルへと昇華させることが求められる。例えば、些細なヒヤリハットや職員の気づきを肯定的に捉え、それらを組織的な改善提案へと繋げる意識改革が重要である。第三者評価を契機として、現場レベルでの課題解決意識をさらに根付かせ、PDCAサイクルを恒常的に回す組織文化の醸成に期待したい。また、大きな事故の防止だけでなく、日々の微細な違和感や工夫を改善計画に反映させ、職員一人ひとりが「より良い支援」に向けて主体的に参画できる体制の強化に期待したい。		